

石井町定額減税補足給付金※（不足額給付）申請書

※ 補足給付金（不足額給付）とは、令和6年度に実施した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算出したことにより、結果として支給額に不足が生じた方等に対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村（令和7年度個人住民税の課税市区町村）

石井町長 殿

市区町村
受付印

※本様式は、補足給付金（不足額給付）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が利用するものです。
様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から本町に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
- 令和6年所得税額が令和5年所得税額より少なかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも少なかった方）
 - 令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子様が出生された方） など

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口にチェック（✓）してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には補足給付金（不足額給付）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。） - III > 0 となる納税義務者

I 所得税分の所得額：3万円×減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

III 調整給付金（当初給付分）の額

②補足給付金（不足額給付）の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提供を行います。

④添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

（フリガナ） 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正 ・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※以下の住所欄は現住所と異なる場合のみ必ずご記入ください。

令和6年1月1日時点でお住まいだった住所	令和7年1月1日時点でお住まいだった住所

【代理申請を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所
			日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、給付金の (①確認・請求 / ②受給 / ③確認・請求及び受給) を委任します。※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			本人氏名	署名

2. 振込口座 (原則、1. の申請者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【振込口座記入欄】

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 液協 3. 信組 7. 信連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開下部に記載)をご記入ください。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、石井町総務課(電話：088-674-1111)にお問い合わせください。

【提出書類】

- 『石井町定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください
- 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書など』
※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額が分かる資料をご用意ください。
- ↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等が分かる資料をご用意ください。
- 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税額分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名